のぞみ訪問看護リハビリステーション

ご利用案内

介護保険

令和8年　6月1日改定版

重要事項説明書　（訪問看護・介護予防訪問看護）

指定訪問看護サービスの提供契約を締結するにあたり、ご注意いただきたい重要事項を次のとおりご説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者名	株式会社With
主たる事務所の所在地	〒359-1131　埼玉県所沢市久米382番地の1
代表者（職名・氏名）	代表取締役　八木原 美佐
設立年月日	令和5年1月23日
電話番号	042-455-4157

2. 事業所の概要

事業所名	のぞみ訪問看護リハビリステーション
所在地	〒204-0002　東京都清瀬市旭が丘2-5-4-6
電話番号	042-455-4157
指定年月日・事業所番号	令和5年12月1日指定　1364790129
管理者名	山本 里美
サービス提供地域	清瀬市、新座市、東久留米市、所沢市、東村山市 （東久留米市は上野原・金山町・氷川台・小山・東本町・大門町・神宝町のみ、所沢市は城・東所沢・本郷・和田・下安松・中富・松郷・下新井・中富南・牛沼・日比田・南永井・坂の下、東村山市は青葉町・秋津町のみ）

3. 事業所の職員体制

管理者	業務全般を一元的に管理　／ 0.5名（常勤）
看護師	主治医の指示書に基づき、状態に合わせサービスを提供　／ 3.5名（常勤）・0.7名（非常勤）
理学療法士	リハビリテーションを提供　／ 2名（常勤）・0名（非常勤）
事務職員	事務業務等　／ 1名（常勤）・0名（非常勤）

4. 営業日及び営業時間

営業日：月曜日～金曜日（祝日・振替休日、年末年始12月30日～1月3日を除く）

営業時間：9時～17時

※ 利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外でのサービス提供も行います。

5. 提供するサービスの内容

1. 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
2. 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
3. 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）　※理学療法士等の訪問は看護業務の一環として行います
4. 療養生活や介護方法の指導
5. 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
6. カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づく看護
7. 生活用具や在宅サービス利用についての相談
8. 終末期の看護

6. サービス利用料及び利用者負担

後記「介護保険 訪問看護利用料金表」のとおりです。

7. 事業所におけるサービス提供方針

1. 主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保を重視し、

健康管理・日常動作の維持回復を図り、快適な在宅療養が継続できるよう支援します。

2. 関係市町村、地域の医療・保健・福祉サービス機関との密接な連携に努め、適切な運営を図ります。
3. 療法士によるリハビリの場合、最長3か月に1回もしくは状態・病状に応じて看護職員による訪問を実施し、適切な評価を計画書・報告書に反映した継続的支援に努めます。

8. サービス提供の記録等

1. サービス提供時に「訪問看護記録」等を書面で記載します。
2. 一定期間ごとに計画書の内容に沿って、提供状況・目標達成状況等の記録を作成します。
3. 記録はサービス終了日から5年間適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担により写しを交付します。

9. 利用者負担金

1. 利用者負担金は別紙料金表のとおりで、介護保険の法定利用料に基づく金額です。
2. 介護保険外のサービスとなる場合（支給限度額を超える場合を含む）は全額自己負担となります。
3. 利用者負担金は、毎月26日にご指定の金融機関口座から引落となります。

10. キャンセル

利用を中止する際は、速やかに のぞみ訪問看護リハビリステーション（042-455-4157）までご連絡ください。利用者都合の中止は前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは2,000円（税込）を申し受けます。ただし、容体の急変・緊急などやむを得ない事情がある場合は不要です。

11. 秘密保持

業務上知り得た利用者・家族の秘密を洩らしません。ただし、居宅サービス計画作成にあたり開示が必要な情報については、事前に文書で同意を得ます。

12. 相談窓口、苦情対応

のぞみ訪問看護リハビリステーション

電話 042-455-4157 ／ FAX 042-459-2037 ／ 担当：管理者 山本 里美

国民健康保険団体連合会 介護福祉部 介護相談指導課（03-6238-0177）

13. その他

1. 年金の管理、金銭の貸借など金銭の取扱いはいたしかねます。
2. 介護保険制度上の療養上の世話・診療の補助以外のサービスはお受けいたしかねます。
3. 看護師等への贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます。

※ 本書の受領・説明確認、契約締結及び各種同意は、別紙「ご契約・同意書」により行います。

加算のご案内

病状やケアプラン、事業所の体制に応じて、別紙料金表のとおり次の加算が算定されることがあります。

特別管理加算

在宅麻薬等注射指導管理、気管カニューレ・留置カテーテルの使用、人工肛門・人工膀胱、真皮を超える褥瘡、週3回以上の点滴注射等、特別な管理を要する状態の利用者に対し、計画的な管理を行った場合に加算されます。

複数名訪問加算

利用者の身体的理由や暴力・迷惑行為等により1人での訪問が困難な場合に、1事業所から同時に複数の看護師等または看護補助者が訪問したときに加算されます。

長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象となる利用者に対し、1回の訪問が通算1時間30分以上となる長時間の訪問看護を行った場合に加算されます。

初回加算

新規に訪問看護計画を作成した（過去2か月間に訪問看護を利用していない）利用者に訪問看護を提供した場合に加算されます（退院日当日はⅠ、それ以外はⅡ）。

退院時共同指導加算

病院・診療所・介護老人保健施設等に入院・入所中の利用者について、退院・退所前に在宅生活に関するカンファレンスを行った場合、退院・退所後の初回訪問時に加算されます。

緊急時訪問看護加算

利用者・家族に対して24時間連絡できる体制にあり、必要に応じて緊急時訪問看護を行う体制にある場合に、月1回加算されます（ご希望により契約された場合）。

ターミナルケア加算

在宅で死亡した利用者について、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、看取りの看護を行った場合に加算されます（介護予防は対象外）。

看護体制強化加算

緊急時訪問・特別管理・ターミナルケア等に一定割合以上の実績があり、医療ニーズの高い利用者に対応する看護体制を整えている事業所への評価として、月1回加算されます。

サービス提供体制強化加算

サービス提供体制を特に強化して基準を満たし、届出を行った事業所に対し、訪問1回につき加算されます。

専門管理加算

緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケア等の専門研修を修了した看護師、または特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合、月1回加算されます。

遠隔死亡診断補助加算

所定の研修を受けた看護師が、主治医の指示に基づき情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合に加算されます（介護予防は対象外）。

口腔連携強化加算

従業者が口腔の健康状態の評価を行い、利用者の同意を得て歯科医療機関・介護支援専門員に情報提供した場合、月1回加算されます。

夜間・早朝加算／深夜加算

ケアプランに位置付けられた訪問等を、夜間・早朝（18～22時／6～8時）または深夜（22～6時）に提供した場合、1回につき加算されます。

介護職員等処遇改善加算（令和8年6月1日～）

職員の賃金改善・職場環境改善のための加算です。1か月の総単位数に加算率1.8％を乗じて算定し、利用者負担はその割合に応じて発生します。本加算の単位数は区分支給限度基準額の対象から除外されます。

介護保険対象外の費用

交通費

サービス提供実施地域（清瀬市、新座市、東久留米市の一部［金山町・氷川台・小山・東本町・大門町・神宝町］、所沢市の一部［城・東所沢・本郷・東所沢和田・下安松］）は無料です。

実施地域以外の場合は、公共交通機関による交通費の実費、または自動車利用の場合は2km未満250円、2kmを超える場合は2kmあたり250円を請求させていただきます。いずれの場合も文書で説明し同意をいただきます。

死後の処置

亡くなられた後の処置と処置材料費込みで 20,000円（税込）。

キャンセル料

訪問看護利用日の前日までは無料、当日は2,000円（税込）を申し受けます。ただし、容体の急変など緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

オプションサービス（保険外）

住居以外での訪問看護（職場など）は、1時間まで実費9,000円、2時間まで実費18,000円（いずれも目安）。受診の同行も保険外サービスです。別途ご相談のうえお見積りいたします。

のぞみ訪問看護リハビリステーション　TEL 042-455-4157

個人情報の取扱いについて

のぞみ訪問看護リハビリステーションでは、利用者が安心して訪問看護を受けられるよう、個人情報の取扱いには万全の体制で取り組んでおります。ご不明な点は担当窓口までお問い合わせください。

個人情報の利用目的について

当ステーションでは、利用者の個人情報を下記の目的で利用させていただきます。これら以外の目的で使用する場合は、改めて利用者の同意をいただきます。

訂正・利用停止について

当ステーションが保有する個人情報の内容が事実と異なる場合などは、訂正・利用停止を求めることができます。調査のうえ対応いたします。

開示について

訪問看護記録等の閲覧や複写をご希望の場合は、担当者までお申し出ください。なお、開示には手数料がかかります。

相談窓口

ご質問やご相談は、管理者までお気軽にお寄せください。

法人における利用者の個人情報の利用目的

〔ステーション内での利用〕

- 利用者に提供する訪問看護サービス（計画・報告・連絡・相談等）
- 医療保険／介護保険請求等の事務、会計・経理等の事務
- 事故等の報告・連絡・相談
- 看護サービスの質向上（地域ケア会議・研修等）、その他事業所の管理運営業務

〔他の事業所等への情報提供〕

- 主治医の医療機関、連携医療機関、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業所との連携・照会への回答

  （サービス担当者会議等への情報提供は文書で同意を得ます）
- 家族等介護者への心身の状況の提供
- 医療保険／介護保険事務の委託、審査支払機関へのレセプト提出・照会への回答
- 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談・届出、その他の業務委託

〔その他の利用目的〕

- 看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 学生実習への協力、学会等での発表（原則匿名化。困難な場合は同意を得ます）

※ 個人情報の利用に関する同意は、別紙「ご契約・同意書」により確認します。提供は必要最小限とし、関係者以外に漏れないよう細心の注意を払い、使用の経過を記録します。

居宅サービス契約書（条項）　（訪問看護・介護予防訪問看護）

利用者と株式会社With（以下「事業者」）は、事業者が提供するサービスの利用等について、次のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

1. 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付の対象となる訪問看護サービスを提供します。
2. それぞれのサービス内容の詳細は、別紙に記載のとおりです。

第2条（契約期間）

1. 契約期間は、契約締結の日から始まり、利用者の要介護認定の有効期間の満了日までとします。
2. 契約満了の7日前までに利用者から文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（個別サービス計画の作成等）

1. 事業者は、主治医の指示書、利用者の日常生活の状況及びその意思を踏まえ、ケアプランの内容に沿って「訪問看護計画書」等を作成し、計画的にサービスを提供します。
2. サービス内容等の変更希望がケアプランの範囲内で可能なときは、速やかに計画書等の変更等の対応を行います。
3. 利用者がケアプランの変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

第4条（サービス提供の記録等）

1. 事業者は、サービスを提供するごとに、提供日・内容・介護報酬等の必要事項を

所定の書面に記載します。

2. サービス提供に関する記録を整備し、サービス終了日から5年間保存します。
3. 利用者は、いつでも前2項の書面その他の記録の閲覧・謄写を求めることができます（謄写は実費相当額を請求します）。

第5条（利用者負担金及びその滞納）

1. 利用者負担金は別紙のとおりです。契約期間中に関係法令の改正により改定が必要となった場合は改定後の金額を適用し、事業者は速やかに施行時期及び改定後の金額を通知し、契約の継続について確認します。
2. 利用者が正当な理由なく2か月以上滞納した場合、事業者は1か月以上の相当な期間を定めて催告し、期間満了までに支払わないときに限り、文書により契約を解除できます。
3. 事業者は、催告後・解除までの間に居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から必要な調整を要請します。

第6条（利用者の解約等）

1. 利用者は、7日以上の予告期間を設けることにより、いつでも解約を申し出ることができます（予告期間満了日に解約）。
2. 事業者が定められたサービスを提供しない等、この契約に違反した場合、利用者は直ちに契約を解除できます。

第7条（事業者の解除）

1. 事業者は、利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合、理由を記載した文書を交付して契約を解除できます。この場合、居宅介護支援事業者にその旨を連絡します。

第8条（契約の終了）

1. 介護保険施設への入所・病院への入院、要介護認定が受けられなかったこと等により、概ね1か月以上サービスが提供できなくなった場合、この契約は終了します（事業者は速やかに通知します）。

第9条（事故時の対応等）

1. サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合、医師や利用者の家族に連絡し、適切な措置を迅速に行います。
2. サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合、その損害を賠償します（事業者の故意又は過失によらないときを除く）。

第10条（秘密保持）

1. 事業者は、業務上知り得た利用者・家族の秘密を、正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏らしません。
2. 文書により同意を得た場合には、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができます。

第11条（苦情対応）

1. 利用者は、事業者・居宅介護支援事業者・市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、いつでも苦情を申し立てることができます。
2. 事業者は、苦情対応の窓口責任者及び連絡先を明らかにし、迅速かつ誠実に対応します。
3. 利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として、不利益な取り扱いをしません。

第12条（契約外条項等）

1. この契約及び関係法令で定められていない事項は、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。
2. この契約書は介護保険法等に基づくサービスを対象とするものであり、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合は別途契約します。

本契約の締結、並びに重要事項・加算・個人情報利用に関する同意の確認は、別紙「ご契約・同意書」により行います。

＜事業者＞　株式会社With　代表取締役 八木原 美佐（埼玉県所沢市久米382番地の1）

＜事業所＞

のぞみ訪問看護リハビリステーション　管理者 山本 里美（東京都清瀬市旭が丘2-5-4-6）